

京 都 大 学 人 事 審 査 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学人事審査委員会規程</b> (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第12条から第17条</u>までに該当する教職員(教職員であった者を含む。)の退職手当の支給制限等に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</b> (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(年度一時金)</p> <p>第31条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第2条の3</u>の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学支援職員就業規則</b> (令和4年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(退職一時金)</p> <p>第19条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 退職一時金の支払い、支給制限、差止め、返納等については、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第2条の3</u>及び<u>第12条から第18条</u>までの規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第15条から第20条</u>までに該当する教職員(教職員であった者を含む。)の退職手当の支給制限等に関する事項</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第43号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(年度一時金)</p> <p>第31条</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第4条</u>の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第43号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(退職一時金)</p> <p>第19条</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 退職一時金の支払い、支給制限、差止め、返納等については、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第4条及び第15条から第21条</u>までの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第43号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第37号)</p> <p>(前略) (年度一時金)</p> <p>第74条 1～4 (略)</p> <p>5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第2条の3</u>に定める教職員の例に準ずる。 (後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学永年勤続功労表彰規程</b> (平成24年達示第21号)</p> <p>(前略) (表彰を受ける者)</p> <p>第2条 満60歳に達する日の属する事業年度の末日又は当該日以前の退職日(第4条において「基準日」という。)において、次の各号の一に該当する者を永年勤続し、大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第5条各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、俸給表の適用を受ける教職員としての勤続期間(支援職員としての在職期間、令和4年3月31日以前の事務職員(特定業務)としての在職期間及び京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第8条</u>第5項により通算される在職期間を含む。)が30年以上である者</p> <p>(2) (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程</b> (平成16年達示第89号)</p>	<p>(年度一時金)</p> <p>第74条 1～4 (同左)</p> <p>5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第4条</u>に定める教職員の例に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和8年達示第43号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(表彰を受ける者)</p> <p>第2条 満60歳に達する日の属する事業年度の末日又は当該日以前の退職日(第4条において「基準日」という。)において、次の各号の一に該当する者を永年勤続し、大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第5条各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、俸給表の適用を受ける教職員としての勤続期間(支援職員としての在職期間、令和4年3月31日以前の事務職員(特定業務)としての在職期間及び京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号) <u>第9条</u>第5項により通算される在職期間を含む。)が30年以上である者</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和8年達示第43号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>(前略) (適用範囲) 第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。</p> <p>(1) 勤続6月未満で就業規則第19条第1号の規定により退職する場合(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害(以下「傷病」という。)を有する者の場合を除く。)</p> <p>(2) 勤続6月未満で就業規則第24条第1項第1号から第4号までの規定により解雇された場合</p> <p>(3) 就業規則第23条により再雇用された教職員が退職する場合</p> <p>(4) 退職した教職員が当該退職の日又はその翌日に再び教職員(就業規則第23条の規定により再雇用された教職員及び国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「教職員給与規程」という。)第5条第8号又は第9号に定める俸給表の適用を受ける教職員を除く。)となった場合</p> <p>(5) 教職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて同項に規定する国家公務員等となった場合又は第9条第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて同条第1項に規定する国家公務員等となった場合</p> <p>(6) 教職員が引き続いて大学又は第8条第5項に規定する法人等の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員等」という。)となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該役員等に対する退職手当に関する規定により当該役員等としての勤続期間に通算されることと定められている場合</p> <p>(7) 教職員が事由の如何を問わず引き続いて第8条第5項に規定する法人等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該法人等に使用される者に対する退職手当に関する規定により当該法人等に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められている場合</p> <p>(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に教</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された(以下「退職等した」という。)場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。</p> <p>(1) 勤続6月未満で就業規則第19条第1号の規定により退職した場合(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第83条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害(以下「傷病」という。)を有する者の場合を除く。)</p> <p>(2) 勤続6月未満で就業規則第24条第1項第1号から第5号まで又は第7号の規定により解雇された場合</p> <p>(3) 就業規則第23条により再雇用された教職員が退職等した場合</p> <p>(4) 退職した教職員が当該退職等した日(以下「退職の日」という。)又はその翌日に再び教職員(就業規則第23条の規定により再雇用された教職員及び国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「教職員給与規程」という。)第5条第8号又は第9号に定める俸給表の適用を受ける教職員を除く。)となった場合</p> <p>(5) 教職員が第12条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて同項に規定する国家公務員等となった場合又は第12条第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて同条第1項に規定する国家公務員等となった場合</p> <p>(6) 教職員が引き続いて大学又は第9条第5項に規定する法人等の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員等」という。)となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該役員等に対する退職手当に関する規定により当該役員等としての勤続期間に通算されることと定められている場合</p> <p>(7) 教職員が事由の如何を問わず引き続いて第9条第5項に規定する法人等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該法人等に使用される者に対する退職手当に関する規定により当該法人等に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められている場合</p> <p>(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に教</p>

改正前	改正後
<p>員（<u>第8条の3</u>又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第8条に該当するものを除く。）となった場合</p> <p>(9) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第1条の規定により給与を年俸とする教員（以下「年俸制教員」という。）のうち、第8条、第9条及び第10条の規定並びに国立大学法人京都大学役員退職手当規程（平成16年達示第88号。以下「役員退職手当規程」という。）第4条から第7条までの規定を準用した場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び<u>第8条第5項</u>に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。）がない場合</p> <p>(10) 教職員給与規程第5条第8号又は第9号に定める俸給表の適用を受ける職員が退職する場合 (遺族の範囲及び順位)</p> <p><u>第2条の2</u>（略） (退職手当の支払)</p> <p><u>第2条の3</u>（略）</p> <p>2 退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された日から起算して3月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 (退職手当の額)</p> <p><u>第2条の4</u> 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、<u>第7条の4</u>の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。ただし、<u>退職した日</u>において年俸制教員である者のうち、<u>退職をした日</u>における年俸制教員として年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日（<u>第8条第5項</u>に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となった場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなった日。以下「年俸制教員移行日」という。）の前日において役員等であった者は、年俸制教員移行日の前日を退職の日</p>	<p>員（<u>第11条</u>又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第8条に該当するものを除く。）となった場合</p> <p>(9) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第1条の規定により給与を年俸とする教員（以下「年俸制教員」という。）のうち、第8条、第9条及び第10条の規定並びに国立大学法人京都大学役員退職手当規程（平成16年達示第88号。以下「役員退職手当規程」という。）第4条から第7条までの規定を準用した場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び<u>第9条第5項</u>に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。）がない場合</p> <p>(10) 教職員給与規程第5条第8号又は第9号に定める俸給表の適用を受ける職員が退職等した場合 (遺族の範囲及び順位)</p> <p><u>第3条</u>（同左） (退職手当の支払)</p> <p><u>第4条</u>（同左）</p> <p>2 退職手当は、教職員が退職の日から起算して3月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 (退職手当の額)</p> <p><u>第5条</u> 退職等した者に対する退職手当の額は、次に掲げる各号においてその者の該当する号及び勤続期間に応じて別表第1に掲げる支給率を退職等した日におけるその者の俸給月額（退職等した日において年俸制教員である者にあつては、退職等した日における年俸制教員として年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日（第9条第5項に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となった場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなった日。以下「年俸制教員移行日」という。）の前日における俸給月額。以下「退職日俸給月額」という。）に乗じて得た退職手当の</p>

改正前	改正後
<p>とみなして、実際に退職をした日における役員退職手当規程の規定を準用して算出した額とする。</p> <p>(年俸制教員退職者及び自己都合等退職者の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額）（以下「退職日俸給月額」</p>	<p>基本額に、<u>第8条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。ただし、退職等した日において年俸制教員である者のうち、年俸制教員移行日の前日において役員等であった者は、年俸制教員移行日の前日を退職の日とみなして、実際に退職等した日における役員退職手当規程の規定を準用して算出した額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号から第7号まで以外により退職等した者</u></p> <p><u>(2) 業務外の傷病(次号に掲げる通勤による傷病を除く。)により退職した者</u></p> <p><u>(3) 死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職した者</u></p> <p><u>(4) 業務上の傷病又は業務上の死亡により退職した者</u></p> <p><u>(5) 就業規則第22条第1項の規定により定年退職し、又は任期満了により退職した者(11年以上勤続した者で、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者を含む。)</u></p> <p><u>(6) 就業規則第24条第1項各号(第6号を除く。)の規定により解雇された者</u></p> <p><u>(7) 就業規則第24条第1項第6号の規定により解雇された者</u></p> <p>2 <u>前項第4号又は第7号に掲げる者のうち、前項の規定による退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</u></p> <p><u>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270</u></p> <p><u>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360</u></p> <p><u>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450</u></p> <p><u>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</u></p> <p>3 <u>前項の「基本給月額」とは、教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p>という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120</p> <p>2 前項に規定する者のうち、この規程により退職手当を支給する63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員(以下「年俸制教員退職者」という。)及び傷病又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第6号の規定により懲戒解雇された者を含み63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員を除く。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60</p> <p>(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80</p> <p>(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者(年俸制教員退職者を除く。)であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項の規定により定年退職し、又は任期満了により退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。)を除く。次項及び次条において同じ。)</p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p><u>(2) 早期退職規程第5条第1項に規定する認定(同規程第1条第1号に係るものに限る。)を受けて同規程に基づき退職した者</u></p> <p><u>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p><u>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p><u>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p><u>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</u></p> <p><u>第5条 次に掲げる者(年俸制教員退職者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 25年以上勤続し就業規則第22条第1項の規定により定年退職し、又は任期満了により退職した者</u></p> <p><u>(2) 就業規則第24条第1項第6号の規定により解雇された者</u></p> <p><u>(3) 早期退職規程第5条第1項に規定する認定(同規程第1条第2号に係るものに限る。)を受けて同規程に基づき退職した者</u></p> <p><u>(4) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者</u></p> <p><u>(5) 25年以上勤続し、早期退職規程第5条第1項に規定する認定(同規程第1条第1号に係るものに限る。)を受けて同規程に基づき退職した者</u></p> <p><u>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p><u>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>

改正前	改正後
<p>につき100分の165</p> <p>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105</p> <p>(俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）及び懲戒事由の区分における降任（就業規則第48条第4号の規定による降任に伴い俸給月額が減額される場合に限る。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額（教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額）のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし（<u>年俸制教員退職者</u>にあっては、同日にその者の都合により退職したものとし）、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、<u>前3条</u>の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が<u>前3条</u>の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合</p> <p>イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職</p>	<p>(俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 退職等した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）及び懲戒事由の区分における降任（就業規則第48条第4号の規定による降任に伴い俸給月額が減額される場合に限る。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額（教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額）のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職等した理由と同一の理由により退職等したものとし（<u>この規程により退職手当を支給する63歳年度末日までに年俸制教員となった者</u>にあっては、同日にその者の都合により退職したものとし）、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、<u>前条</u>の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が<u>前条</u>の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合</p> <p>イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職</p>

改正前	改正後
<p>の日以前の期間、<u>第8条</u>第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は<u>第12条</u>第1項若しくは<u>第14条</u>第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととされたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日又はその翌日に教職員、<u>第8条</u>第5項に規定する法人等に使用される者、<u>第9条</u>第1項に規定する国家公務員等又は役員等となったときは、当該退職の日前の期間）、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び<u>第8条</u>第5項に規定する法人等に使用される者又は<u>第9条</u>第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。）をいう。</p> <p>(1) 教職員としての引き続いた在職期間  (2) <u>第8条</u>第5項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた法人等に使用される者としての引き続いた在職期間  (3) <u>第9条</u>第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間  (4) <u>第9条</u>第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間  (5) <u>第10条</u>に規定する場合における役員等としての引き続いた在職期間  (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間として総長が認めるもの  （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>第4条</u>第1項第2号及び<u>第5条</u>第1項（就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日の</p>	<p>の日以前の期間、<u>第9条</u>第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は<u>第15条</u>第1項若しくは<u>第17条</u>第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととされたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日又はその翌日に教職員、<u>第9条</u>第5項に規定する法人等に使用される者、<u>第12条</u>第1項に規定する国家公務員等又は役員等となったときは、当該退職の日前の期間）、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び<u>第9条</u>第5項に規定する法人等に使用される者又は<u>第12条</u>第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。）をいう。</p> <p>(1) 教職員としての引き続いた在職期間  (2) <u>第9条</u>第5項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた法人等に使用される者としての引き続いた在職期間  (3) <u>第12条</u>第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間  (4) <u>第12条</u>第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間  (5) <u>第13条</u>に規定する場合における役員等としての引き続いた在職期間  (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間として総長が認めるもの  （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p><u>第7条</u> <u>就業規則</u>第22条の2の規定により退職した教職員に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>国立大学法人京都大学教職員早期退職規程</u>（平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。）第5条第1項に規定する認定（同規程第1条第1号に係るものに限る。）を受けて同規程に基づき退職した者 第5条第1項第5号の規定に基づく支給割合による額  (2) <u>早期退職規程</u>第5条第1項に規定する認定（同規程第1条第2号に係るものに限る。）を受けて同規程に基づき退職した者 第5条第1項第7号の規定に基づく支給割合による額</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年か</p>

改正前			改正後		
<p>6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から20年を減じた年齢以上である者（第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>ら20年を減じた年齢以上である者（第10条又は第11条の規定に該当するものを除く。）に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項			第5条第1項		
第5条の2第1項第1号		(略)	第6条第1項第1号		(同左)
第5条の2第1項第2号			第6条第1項第2号		
第5条の2第1項第2号イ			第6条第1項第2号イ		
<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 47.709以上 特定減額前俸給月額に47.709を乗じて得た額</p> <p>(2) 47.709未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第7条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条			

改正前		改正後
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職日俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は1

改正前		改正後
		00分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額
第7条の2 第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2 第1項第2号イ 及び退職日俸給月額	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日にお

改正前		改正後
	けるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額	
	当該割合	
	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合	
	(退職手当の調整額)	(退職手当の調整額)
第7条の4	退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項(第8条の2及び第8条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する基礎在職期間をいう。第13条及び第17条を除き、以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条第3号の規定による停職、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第3条第1項の規定による育児休業及び出生時育児休業(以下「育児休業等」という。))、同規程第14条の2第1項の規定による育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))、国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年達示第77号)第2条第4項の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程(平成27年達示第24号)第2条第3項の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。))により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現	第8条 退職等した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条第2項(第10条及び第11条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する基礎在職期間をいう。第16条及び第20条を除き、以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(以下「対象期間」という。))ごとに当該各月に別表第2に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。))に応じて同表に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

改正前	改正後
<p>実<del>に</del>職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「<u>休職月等</u>」という。)のうちその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分(以下「<u>教職員の区分</u>」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等(就業規則第15条第1項第4号の規定による専従休職(以下「<u>専従休職</u>」という。))をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあつては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の休職月等)、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては、当該休職月等を除く。)ごとに当該各月に教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「<u>調整月額</u>」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) <u>第1号区分 95,400円</u>  (2) <u>第2号区分 78,750円</u>  (3) <u>第3号区分 70,400円</u>  (4) <u>第4号区分 65,000円</u>  (5) <u>第5号区分 59,550円</u>  (6) <u>第6号区分 54,150円</u>  (7) <u>第7号区分 43,350円</u>  (8) <u>第8号区分 32,500円</u>  (9) <u>第9号区分 27,100円</u>  (10) <u>第10号区分 21,700円</u>  (11) <u>第11号区分 0</u></p>	<p>(1) }  (2) }  (3) }  (4) }  (5) }  (6) } (削る)  (7) }  (8) }  (9) }  (10) }  (11) }</p> <p>2 次の各号に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「<u>休職月等</u>」という。)のうち、その者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては、教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の当該各号に定める割合等に相当する数</p>

改正前	改正後
<p>2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号（大学の役員であった期間を除く。）まで及び第6号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1又は2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。こ</p>	<p><u>（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職等した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等を、対象期間から除算する。</u></p> <p><u>(1) 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項の規定による育児休業及び同条第2項の規定による出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同規程第14条の2第1項の規定による育児短時間勤務をした期間 3分の1</u></p> <p><u>(2) 就業規則第15条第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）の期間、同規則第48条第3号の規定による停職の期間、育児休業等（前号に該当する期間を除く。）をした期間又は国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年達示第77号）第2条第4項の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）（教職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）の期間 2分の1</u></p> <p><u>(3) 就業規則第15条第1項第4号の規定による専従休職をした期間、自己啓発等休業（前号に該当するものを除く。）をした期間、国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程（平成27年達示第24号）第2条第3項の規定による配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあつては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は3年を超える日以後の期間の休職月等全ての休職月等の数</u></p> <p>3 退職等した者の基礎在職期間に第6条第2項第2号から第5号（大学の役員であった期間を除く。）まで及び第6号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。</p> <p>4 別表第2に掲げる教職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める同表の教職員の区分欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の区分欄に掲げる区分に属していたものとする。この場合にお</p>

改正前	改正後
<p>の場合において、その者が同一の月においてこれらの表の<u>右欄</u>に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の<u>左欄</u>に掲げる教職員の<u>区分</u>に属していたものとする。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(3) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 第3項後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の<u>教職員の区分</u>に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該<u>教職員の区分</u>のうち、調整月額が最も高い額となる<u>教職員の区分</u>のみに属していたものとし、調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。</p> <p>(退職手当の額に係る特例)</p> <p>第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270</p> <p>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360</p> <p>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450</p> <p>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>いて、その者が同一の月においてこれらの表の<u>教職員の区分欄</u>に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の<u>区分欄</u>に掲げる<u>区分</u>に属していたものとする。</p> <p>5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職等した者のうち第5条第1項第1号に掲げる<u>教職員</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職等した者のうち第5条第1項第1号に掲げる<u>教職員</u>以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(3) 第5条第1項第1号に掲げる<u>教職員</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 第5条第1項第1号に掲げる<u>教職員</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>6 第4項後段の規定により、<u>退職等した者</u>が同一の月において2以上の<u>区分</u>に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該<u>区分</u>のうち、調整月額が最も高い額となる<u>区分</u>のみに属していたものとし、調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。</p> <p>(削る)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(勤続期間の計算)</p> <p><u>第8条</u> 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から<u>退職し、又は解雇された日の属する月までの月数</u>による。</p> <p>3 教職員が退職し又は解雇された場合（第2条第1号から第3号に該当する場合又は就業規則第48条第6号の規定により懲戒解雇された場合を除く。）において、その者が<u>退職若しくは解雇の日</u>又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等（以下「法人等」という。）に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されないう法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p><u>第9条</u> 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第5項に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から<u>退職等した日の属する月までの月数</u>による。</p> <p>3 教職員が退職等した場合（第2条第1号から第3号に該当する場合又は就業規則第48条第6号の規定により懲戒解雇された場合を除く。）において、その者が<u>退職等した日</u>又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等（以下「法人等」という。）に使用される者（この規程による退職手当（これに相当する給付を含む。）の受給資格を有する者に限る。）が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されないう法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>

改正前			改正後		
<p>(1) <u>国立大学法人法</u>第2条第1項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) <u>国立大学法人法</u>第2条第3項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（<u>第3条第1項</u>（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、<u>第4条第1項</u>又は<u>第5条第1項</u>の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>7 前項の規定は、<u>前条</u>の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。</p> <p>（63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例）</p> <p><u>第8条の2</u> 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教員（教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。）に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(1) <u>法人法</u>第2条第1項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) <u>法人法</u>第2条第3項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3)～(6) (同 左)</p> <p>6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（<u>第5条第1項第2号</u>、<u>第3号</u>、<u>第4号</u>又は<u>第7号</u>に該当する者）にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>7 前項の規定は、<u>第5条第2項</u>の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。</p> <p>（63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例）</p> <p><u>第10条</u> 63歳年度末日の翌日以後に退職等した教員（教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。）に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第3条第1項</u>	<u>退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額</u> （ <u>年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額</u> ）（	63歳年度末日におけるその者の俸給月額（63歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日における俸給月額のいずれか少ない額。	<u>第5条第1項</u>	<u>退職等した日におけるその者の俸給月額</u> （ <u>退職等した日における年俸制教員として年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日</u> （ <u>第9条第5項に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用</u>	63歳年度末日におけるその者の俸給月額（63歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者の退職等した日における俸給月額又は63歳年度末日における俸給月額のいずれか少ない額

改正前			改正後		
				を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となった場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなった日。以下「年俸制教員移行日」という。)の前日における俸給月額	
(新設)			第5条第3項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額(以下この項において「俸給等」という。)の合計額	教員が63歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額(以下この項において「俸給等」という。)の合計額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者が63歳年度末日に受ける俸給等の月額合計額又は退職等した日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)
第5条の2第2項第1号		(略)	第6条第2項第1号		(同 左)
第7条の5第2項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額	教員が63歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者が63歳年度末日に受ける俸給等の月額合計額又は退職等した日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)	(削る)		

改 正 前			改 正 後		
		給等の月額合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)			
第 8 条 第 4 項	前 3 項の規定による在職期間のうち、休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (育児休業等をした期間 (当該育児休業等に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 又は育児短時間勤務をした期間については、3 分の 1) に相当する月数 (専従退職をした期間、自己啓発等休業 (教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。) をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第 16 条第 1 項の規定による休職期間 (同条第 2 項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間) が 3 年を超える場合は、3 年を超える日以後の期間の月数) を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前 3 項の規定による在職期間のうち、6 3 歳年度末日以前の期間において休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (育児休業等をした期間 (当該育児休業等に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 又は育児短時間勤務をした期間については、3 分の 1) に相当する月数 (専従退職をした期間、自己啓発等休業 (教員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。) をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第 16 条第 1 項の規定による休職期間 (同条第 2 項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間) が 3 年を超える場合は、3 年を超える日以後の期間の月数) (2) 前 3 項の規定による在職期間のうち、6 3 歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第 15 条第 1 項第 2 号若	第 9 条 第 4 項	前 3 項の規定による在職期間のうち、休職月等が 1 以上あったときは、 <u>第 8 条第 2 項各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数を前 3 項の規定により計算した</u> 在職期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前 3 項の規定による在職期間のうち、6 3 歳年度末日以前の期間において休職月等が 1 以上あったときは、 <u>第 8 条第 2 項各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数</u> (2) 前 3 項の規定による在職期間のうち、6 3 歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 5 号の規定による休職 (第 5 号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。) 又は就業規則第 48 条第 3 号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数 (現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。) が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (3) 6 3 歳年度末日の翌日の属する月から退職等した日の属する月までの月数

改正前			改正後		
		しくは第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1			
		(3) 63歳年度末日の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数			
第8条第6項	6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)	6月以上1年未満	第9条第6項	6月以上1年未満(第5条第1項第2号、第3号、第4号又は第7号に該当する者にあっては、1年未満)	6月以上1年未満
<p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教員（教員就業特例規則第8条の規定に該当する者を除く。以下「63歳を超える教員」という。）となり、又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合（当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場</p>			<p>第11条 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教員（教員就業特例規則第8条の規定に該当する者を除く。以下「63歳を超える教員」という。）となり、又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合（当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場</p>		

改正前			改正後			
合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			をを除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第3条第1項	退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額) (	法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給月額(第8条の3第1項の規定に該当する63歳を超える教員となった日(以下第8条(第2項を除く。)までにおいて単に「教員となった日」という。)以後に降格した者(役員等から引き続き63歳を超える教員となった者を除く。)にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き63歳を超える教員となった者にあつては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。	第5条第1項	退職等した日におけるその者の俸給月額(退職等した日において年俸制教員として年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日(第9条第5項に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となった場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなった日。以下「年俸制教員移行日」という。)の前日における俸給月額	第11条第1項	法人等、国若しくは第2条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給月額(第11条第1項の規定に該当する63歳を超える教員となった日(以下第9条(第2項を除く。)までにおいて単に「教員となった日」という。)以後に降格した者(役員等から引き続き63歳を超える教員となった者を除く。)にあってはその者の退職等した日における俸給月額又は法人等、国若しくは第12条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き63歳を超える教員となった者にあつては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。
(新設)			第5条第3項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条	63歳を超える教員が法人等、国若しくは第2条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額	

改正前			改正後		
				に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額	に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額(以下この項において「俸給等」という。)に相当する給与の月額合計額(教員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職等した日に受ける俸給等の月額合計額又は法人等、国若しくは第12条第1項に規定する行政執行法人の退職の日)に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額のいずれか少ない額)
第5条の2第2項第1号		(略)	第6条第2項第1号		(同左)
第7条の4第3号及び第4号	年俸制教員退職者及び自己都合等退職者	退職した者(役員等から引き続き63歳を超える教員となつた場合にあつては、年俸制教員退職者及び自己都合等退職者)	第8条第5項第3号及び第4号	第5条第1項第1号に掲げる教職員	退職等した者(役員等から引き続き63歳を超える教員となつた場合にあつては、第5条第1項第1号に掲げる教職員)
第7条の5第2項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額	63歳を超える教員が法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日)に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額(以下この項において「俸給等」という。)に相当する給与の月額合計額(教員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職若しくは解雇の日)に受ける俸給等の月額合計額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する	(削る)		

改 正 前			改 正 後		
		行政執行法人の退職の日に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額のいずれか少ない額)			
第 8 条 第 4 項	前 3 項の規定による在職期間のうち、休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (育児休業等をした期間 (当該育児休業等に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 又は育児短時間勤務をした期間については、3 分の 1) に相当する月数 (専従休職をした期間、自己啓発等休業 (教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。) をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第 16 条第 1 項の規定による休職期間 (同条第 2 項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間) が 3 年を超える場合は、3 年を超える日以後の期間の月数) を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前 3 項の規定による在職期間のうち、教員となった日前の期間において休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (育児休業等をした期間 (当該育児休業等に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 又は育児短時間勤務をした期間については、3 分の 1) に相当する月数 (専従休職をした期間、自己啓発等休業 (教員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。) をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第 16 条第 1 項の規定による休職期間 (同条第 2 項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間) が 3 年を超える場合は、3 年を超える日以後の期間の月数) (2) 前 3 項の規定による在職期間のうち、教員となった日以後の期間において就業規則第 15 条第 1 項第 2 号若しくは	第 9 条 第 4 項	前 3 項の規定による在職期間のうち、休職月等が 1 以上あったときは、第 8 条第 2 項各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前 3 項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前 3 項の規定による在職期間のうち、教員となった日前の期間において休職月等が 1 以上あったときは、第 8 条第 2 項各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数) (2) 前 3 項の規定による在職期間のうち、教員となった日以後の期間において就業規則第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 5 号の規定による休職 (第 5 号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。) 又は就業規則第 48 条第 3 号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数 (現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。) が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 (3) 教員となった日の属する月から退職等した日の属する月までの月数

改正前			改正後		
		第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1 (3) 教員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数			
第8条第6項	6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)	6月以上1年未満	第9条第6項	6月以上1年未満(第5条第1項第2号、第3号、第4号又は第7号に該当する者にあっては、1年未満)	6月以上1年未満
2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き63歳を超える教員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する行政執行法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの			2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き63歳を超える教員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する行政執行法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの		

改正前			改正後		
規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額) (	63歳年度末日(国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き63歳を超える教員となつた者)にあっては、国又は第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。)におけるその者の俸給月額(63歳年度末日等の翌日以後に降格した者)にあっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。	第5条第1項	退職等した日におけるその者の俸給月額(退職等した日において年俸制教員にあっては、退職等した日における年俸制教員給与規程の適用を受けることとなつた日(第9条第5項に規定する法人等に使用される者又は第12条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となつた場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなつた日。以下「年俸制教員移行日」という。)の前日における俸給月額	63歳年度末日(国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き63歳を超える教員となつた者)にあっては、国又は第1条第1項に規定する行政執行法人の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。)におけるその者の俸給月額(63歳年度末日等の翌日以後に降格した者)にあっては、その者の退職等した日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額
(新設)			第5条第3項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得	63歳を超える教員が63歳年度末日等に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額(以下この項において「俸給等」

改正前			改正後		
				た額の合計額	という。)に相当する給与の月額合計額(63歳年度末日等の翌日以後に降格した者については、その者が63歳年度末日等に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額又は退職等した日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)
第5条の2第2項第1号から第4号まで		(略)	第6条第2項第1号から第4号まで		(同左)
第7条の5第2項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額	63歳を超える教職員が63歳年度末日等に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額	(削る)		
第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した <del>在職期間から</del> 除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日等以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育	第9条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、 <u>第8条第2項各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数を前3項の規定により計算</u>	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した <del>在職期間から</del> 除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日等以前の期間において休職月等が1以上あったときは、 <u>第8条第2項各号に掲げ</u>

改正前		改正後	
<p>期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。</p>	<p>児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)</p> <p>(2) 前3項の規定による在职期間のうち、63歳年度末日等の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあつては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。)が1以上あつたときは、その月数の2分の1</p>	<p>した在职期間から除算する。</p>	<p>る事由に応じて当該各号に定める割合等に応じた月数</p> <p>(2) 前3項の規定による在职期間のうち、63歳年度末日等の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあつては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。)が1以上あつたときは、その月数の2分の1</p> <p>(3) 63歳年度末日等の翌日の属する月から退職等した日の属する月までの月数</p>

改正前			改正後		
		(3) 63歳年度末日等の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数			
第8条第6項	6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)	6月以上1年未満	第9条第6項	6月以上1年未満(第5条第1項第2号、第3号、第4号又は第7号に該当する者にあっては、1年未満)	6月以上1年未満
<p>(国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算)</p> <p>第9条 2 } (略)</p> <p>3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、<u>第8条</u>(第5項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>4 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、<u>第8条</u>第4項の規定にかかわらず、教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。</p> <p>5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の<u>第8条</u>第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。</p> <p>(役員等が引き続いて教職員となった場合の在職期間の計算)</p> <p><u>第10条</u> 第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員等が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた在職期間、法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により役員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まない。</p>			<p>(国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算)</p> <p>第12条 2 } (同左)</p> <p>3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、<u>第9条</u>(第5項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>4 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、<u>第9条</u>第4項の規定にかかわらず、教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。</p> <p>5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の<u>第9条</u>第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。</p> <p>(役員等が引き続いて教職員となった場合の在職期間の計算)</p> <p><u>第13条</u> 第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員等が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた在職期間、法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により役員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まない。</p>		

改正前	改正後
<p>(役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額の特例)</p> <p><u>第11条</u> 引き続いた役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額は、当該教職員にかかる役員等の在職期間について、当該役員等の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。</p> <p>2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合は、<u>第7条の規定は適用しない。</u></p> <p>(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><u>第13条</u> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払の差止めを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間 (<u>第5条の2第2項</u>に規定する基礎在職期間 (ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を含む。) をいう。以下この条及び<u>第17条</u>において同じ。) 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の支給制限)</p> <p><u>第14条</u> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が懲戒に相当する量定の認定を受けたときは、当該退職をした者に対し、<u>第12条第1項</u>に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 死亡による退職をした者の遺族 (退職をした者 (死亡による退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項に該当するときは、当該遺族に対し<u>第12条第1項</u>に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>(役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額の特例)</p> <p><u>第14条</u> 引き続いた役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額は、当該教職員にかかる役員等の在職期間について、当該役員等の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。</p> <p>2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合における退職手当の基本額は、別表第1の割合によらず、別に定めるところによる。</p> <p>(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p><u>第15条</u> (同左)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><u>第16条</u> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払の差止めを行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間 (<u>第6条第2項</u>に規定する基礎在職期間 (ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を含む。) をいう。以下この条及び<u>第20条</u>において同じ。) 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～7 (同左)</p> <p>(退職をした者の退職手当の支給制限)</p> <p><u>第17条</u> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が懲戒に相当する量定の認定を受けたときは、当該退職をした者に対し、<u>第15条第1項</u>に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 死亡による退職をした者の遺族 (退職をした者 (死亡による退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項に該当するときは、当該遺族に対し<u>第15条第1項</u>に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>

改正前	改正後
<p>3 <u>第12条</u>第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による支給制限について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p><u>第15条</u> 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、<u>第12条</u>第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第6条の2(同規則第10条の2、第13条、第16条、<u>第19条の2</u>、第24条、第28条及び第31条の2において準用する場合を含む。)の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 前項に該当するときにおける同項の規定による返納請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</p> <p>3 <u>第12条</u>第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による返納請求について準用する。</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p><u>第16条</u> 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、<u>第12条</u>第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を請求することができる。</p> <p>2 <u>第12条</u>第2項から第5項までの規定は、前項の規定による返納請求について準用する。</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p><u>第17条</u> 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に<u>第15条</u>第1項又は前条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退</p>	<p>3 <u>第15条</u>第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による支給制限について準用する。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p><u>第18条</u> 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、<u>第15条</u>第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第6条の2(同規則第10条の2、第13条、第16条、<u>第19条の3</u>、第24条、第28条及び第31条の2において準用する場合を含む。)の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</p> <p>(2)～(6) (同 左)</p> <p>2 前項<u>第6号</u>に該当するときにおける同項の規定による返納請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</p> <p>3 <u>第15条</u>第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による返納請求について準用する。</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p><u>第19条</u> 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、<u>第15条</u>第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を請求することができる。</p> <p>2 <u>第15条</u>第2項から第5項までの規定は、前項の規定による返納請求について準用する。</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p><u>第20条</u> 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に<u>第18条</u>第1項又は前条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退</p>

改正前	改正後
<p>職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第15条</u>第1項第6号に規定する認定をした旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該認定を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>2 退職手当の受給者（遺族を除く。次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（<u>第13条</u>第1項第1号に該当する場合を含む。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第15条</u>第1項各号に掲げる懲戒処分等をしたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>(1) 当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、<u>第15条</u>第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>(2) 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において<u>第15条</u>第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に<u>第15条</u>第1項第1号から第5号までに掲げる懲戒処分を受けた場合において、同項の規定による返納請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該各号に掲げる懲戒処分を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>4 前3項の規定による送付請求に基づき納付する金額は、<u>第12条</u>第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。</p> <p>5 <u>第12条</u>第2項から第5項までの規定は、第1項から第3項までの規定による納付請求について準用する。 (支給制限等に係る額の決定)</p>	<p>職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第18条</u>第1項第6号に規定する認定をした旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該認定を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>2 退職手当の受給者（遺族を除く。次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（<u>第16条</u>第1項第1号に該当する場合を含む。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第18条</u>第1項各号に掲げる懲戒処分等をしたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>(1) 当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、<u>第18条</u>第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>(2) 当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において<u>第18条</u>第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に<u>第18条</u>第1項第1号から第5号までに掲げる懲戒処分を受けた場合において、同項の規定による返納請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該各号に掲げる懲戒処分を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>4 前3項の規定による送付請求に基づき納付する金額は、<u>第15条</u>第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。</p> <p>5 <u>第15条</u>第2項から第5項までの規定は、第1項から第3項までの規定による納付請求について準用する。 (支給制限等に係る額の決定)</p>

改正前	改正後
<p><u>第18条 第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに前条第1項から第3項までの規定による支給制限等に係る額の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会の議を踏まえて総長が行う。</u> (雑則)</p> <p><u>第19条 (略)</u> 附則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 法人法附則第4条の規定により、平成16年4月1日に大学の教職員となった者の退職等に際し退職手当を支給しようとするときは、<u>第8条の規定にかかわらず、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)</u>としての引き続きいた在職期間を大学の教職員としての在職期間とみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国立大学法人の成立前の京都大学(以下、「旧機関」という。)の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体、地方独立行政法人又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等(以下「公庫等」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続き教職員となった場合におけるその者の<u>第8条第1項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続きいた在職期間の始期から教職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</u></p> <p>5 } (略) 6 }</p> <p><u>7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び附則第10項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条又は附則第11項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>7の2 当分の間、42年を超える期間勤続した者</p>	<p><u>第21条 第15条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項並びに前条第1項から第3項までの規定による支給制限等に係る額の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会の議を踏まえて総長が行う。</u> (雑則)</p> <p><u>第22条 (同左)</u> 附則</p> <p>1 (同左) (経過措置)</p> <p>2 法人法附則第4条の規定により、平成16年4月1日に大学の教職員となった者の退職等に際し退職手当を支給しようとするときは、<u>第9条の規定にかかわらず、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)</u>としての引き続きいた在職期間を大学の教職員としての在職期間とみなす。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 国立大学法人の成立前の京都大学(以下、「旧機関」という。)の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体、地方独立行政法人又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等(以下「公庫等」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続き教職員となった場合におけるその者の<u>第9条第1項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続きいた在職期間の始期から教職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</u></p> <p>5 } (同左) 6 }</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

改正前	改正後
<p><u>で、第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前項本文の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p>	
<p><u>8 施行日から平成16年9月30日までの間に第7条の適用を受ける者については、同条中の59.28を乗じて得た額を60.99を乗じて得た額と読み替えて適用する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>9 施行日の前日以前において国家公務員退職手当法第7条第4項に該当する期間がある場合には、第8条の規定にかかわらず、当該在職期間から除算するものとする。</u></p>	<p><u>7 施行日の前日以前において国家公務員退職手当法第7条第4項に該当する期間がある場合には、第9条の規定にかかわらず、当該在職期間から除算するものとする。</u></p>
<p><u>10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。</u></p>	<p><u>8 当分の間、11年以上の期間勤続した者であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者については、第5条第1項第5号に該当するものとして、退職手当の基本額を算出する。</u></p>
<p><u>11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>12 (略)</u></p>	<p><u>9 (同 左)</u></p>
<p><u>13 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者に対する第6条及び第7条の3の規定の適用については、第6条中「6月」とあるのは、「0月」と、第6条及び第7条の3中「並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」と、「並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」とする。</u></p>	<p><u>10 当分の間、第7条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「60歳」と、「6月」とあるのは、「0月」と、「定年から20年を減じた年齢以上である者」とあるのは、「満45歳以上である者」と、「並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」と、「並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」とする。</u></p>
<p><u>14 当分の間、第4条第1項第2号及び第5条第</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>

改 正 前	改 正 後								
<p>1項(第1号を除く。)に規定する者に対する第6条及び第7条の3の規定の適用については、第6条中「定年から20年を減じた年齢以上である者」とあるのは、「満45歳以上である者」と、第6条及び第7条の3中「定年」とあるのは、「60歳」とする。</p> <p>15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達する日前に退職したときにおける第6条及び第7条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6条及び第7条の3</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達した日以後に退職したときにおける第6条及び第7条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6条及び第7条の3</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>17 前7項の規定は、教員には適用しない。 附 則 (平成17年達示第44号)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施行日の前日以前における次の各号に掲げる者に対する退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>3 平成16年4月1日以降新たに指定職俸給表を適用された者(ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことによる者を除く。)が退職する際の退職手当計算の基礎となる俸給月額については、第3条から第5条まで、及び第7条の規定にかかわらず、当該指定職俸給表の適用がなく、引き続き教育職俸給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる俸給月額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成18年達示第34号)</p> <p>第1条 (略) (俸給月額の減額に係る措置の取扱い)</p>	第6条及び第7条の3	(略)	第6条及び第7条の3	(略)	<p>11 当分の間、第5条第1項第4号又は第7号に掲げる者が、60歳に達する日前に退職したときにおける第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第7条</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </table> <p>12 当分の間、第5条第1項第4号又は第7号に掲げる者が、60歳に達した日以後に退職したときにおける第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第7条</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </table> <p>13 前5項の規定は、教員には適用しない。 附 則 (平成17年達示第44号)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 施行日の前日以前における次の各号に掲げる者に対する退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>3 平成16年4月1日以降新たに指定職俸給表を適用された者(ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことによる者を除く。)が退職する際の退職手当計算の基礎となる俸給月額については、第5条の規定にかかわらず、当該指定職俸給表の適用がなく、引き続き教育職俸給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる俸給月額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成18年達示第34号)</p> <p>第1条 (同 左) (俸給月額の減額に係る措置の取扱い)</p>	第7条	(同 左)	第7条	(同 左)
第6条及び第7条の3	(略)								
第6条及び第7条の3	(略)								
第7条	(同 左)								
第7条	(同 左)								

改正前	改正後
<p>第2条 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額 の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた 俸給月額の減額改定を除く。）によりその者の俸 給月額が減額されたことがある場合において、そ の者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達 しない場合にその差額に相当する額を支給するこ ととする規程又はこれに準ずる細則等の適用を受 けたことがあるときは、この規程の規定における 俸給月額には、当該差額を含まないものとする。 ただし、<u>第7条の5第2項</u>に規定する基本給月額 に含まれる俸給月額については、この限りでない。 （経過措置）</p> <p>第3条 教職員が新制度適用教職員（教職員であ つて、その者が新制度切替日以後に退職すること により改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手 当規程（以下「新規程」という。）の規定による退 職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下 同じ。）として退職した場合において、その者が新 制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理 由により退職したものとし、かつ、その者の同日 までの勤続期間及び同日における俸給月額（教職 員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者 については、総長が別に定める額）を基礎として、 改正前の国立大学法人京都大学教職員退職手当規 程（以下「旧規程」という。）第3条から第7条ま で、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平 成16年達示第89号）附則（以下「原始附則」と いう。）第7項及び国立大学法人京都大学役員退 職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達 示第 号）による改正前の国立大学法人京都大学 役員退職手当規程（第4条第1項において「旧役 員退職手当規程」という。）第7条第3項の規定に より計算した額にそれぞれ100分の83.7（当 該勤続期間が20年以上の者（傷病又は死亡によ らずにその者の都合により退職したもの（第12 条第1項に定めるものを含む。）を除く。）にあつ ては、104分の83.7）を乗じて得た額が、国 立大学法人京都大学教職員退職手当規程第2条の 4から第7条の5まで及び原始附則第7項の規定 により計算した退職手当の額（以下「新規程等退 職手当額」という。）よりも多いときは、これらの 規定にかかわらず、その多い額をもってその者に 支給すべきこれらの規定による退職手当の額とす る。</p> <p>2 } (略) 3 } (中 略)</p> <p>第5条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前であ</p>	<p>第2条 退職等した者の基礎在職期間中に俸給月額 の減額改定（平成18年3月31日以前に行われ た俸給月額の減額改定を除く。）によりその者の 俸給月額が減額されたことがある場合において、 その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に 達しない場合にその差額に相当する額を支給する こととする規程又はこれに準ずる細則等の適用を 受けたことがあるときは、この規程の規定におけ る俸給月額には、当該差額を含まないものとする。 ただし、<u>第5条第3項</u>に規定する基本給月額に含 まれる俸給月額については、この限りでない。 （経過措置）</p> <p>第3条 教職員が新制度適用教職員（教職員であ つて、その者が新制度切替日以後に退職すること により改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手 当規程（以下「新規程」という。）の規定による退 職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下 同じ。）として退職した場合において、その者が新 制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理 由により退職したものとし、かつ、その者の同日 までの勤続期間及び同日における俸給月額（教職 員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者 については、総長が別に定める額）を基礎として、 改正前の国立大学法人京都大学教職員退職手当規 程（以下「旧規程」という。）第3条から第7条ま で、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平 成16年達示第89号）附則（以下「原始附則」と いう。）第7項及び国立大学法人京都大学役員退 職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達 示第35号）による改正前の国立大学法人京都大 学役員退職手当規程（第4条第1項において「旧 役員退職手当規程」という。）第7条第3項の規定 により計算した額にそれぞれ100分の83.7 （当該勤続期間が20年以上の者（傷病又は死亡 によらずにその者の都合により退職したもの（第 12条第1項に定めるものを含む。）を除く。）に あつては、104分の83.7）を乗じて得た額 が、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程第 5条から第8条までの規定により計算した退職手 当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よ りも多いときは、これらの規定にかかわらず、そ の多い額をもってその者に支給すべきこれらの規 定による退職手当の額とする。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>第5条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前であ</p>

改正前			改正後		
<p>る者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達示第34号）附則第3条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。</p> <p>2 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新規程第5条の2第2項第2号から第5号（大学の役員であった期間を除く）まで及び第6号に掲げる期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該期間において受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。</p> <p>（字句の読替）</p> <p>第6条 新規程第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>る者に対する新規程第6条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達示第34号）附則第3条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。</p> <p>2 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新規程第6条第2項第2号から第5号（大学の役員であった期間を除く）まで及び第6号に掲げる期間が含まれるものに対する新規程第6条の規定の適用については、その者が当該期間において受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。</p> <p>（字句の読替）</p> <p>第6条 新規程第8条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（	第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間	第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第3項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間	第3項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
<p>（中略）</p> <p>附則（平成20年達示第76号）抄</p> <p>1 （略）</p> <p>4 第5条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程第7条の4第1項及び第8条第4項の規定は、教職員が大学院修学のため国立大学法人京都大学教職員就業規則第15条第1項第5号により休職した期間に準用する。この場合において、これらの規定中「自己啓発等休業」とあるのは、「大学院に修学するための就業規則第15条第1項第5号による休職」と読み替えるものとする。</p> <p>附則（平成22年達示第19号）</p> <p>第1条 } （略）</p> <p>第2条 }</p> <p>（メディア教育開発センターの職員であった者の</p>			<p>附則（平成20年達示第76号）抄</p> <p>1 （同左）</p> <p>4 第5条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程第8条第2項及び第9条第4項の規定は、教職員が大学院修学のため国立大学法人京都大学教職員就業規則第15条第1項第5号により休職した期間に準用する。この場合において、これらの規定中「自己啓発等休業」とあるのは、「大学院に修学するための就業規則第15条第1項第5号による休職」と読み替えるものとする。</p> <p>附則（平成22年達示第19号）</p> <p>第1条 } （同左）</p> <p>第2条 }</p> <p>（メディア教育開発センターの職員であった者の</p>		

改正前	改正後
<p>退職手当の取扱いに関する経過措置)</p> <p>第3条 平成21年3月31日以前に廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター法第2条に規定される独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員であった者（次項に該当する者を除く。）の基礎在職期間の計算については、改正後の第8条第5項の規程にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則 (平成24年達示第70号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 <u>第8条の2及び第8条の3の規定に該当して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる規定に該当して退職し、又は解雇された者にあつては、当該各号に掲げる日を退職し、又は解雇された日として、前2項の規定を適用した場合に得られる額とする。</u></p> <p>(1) <u>第8条の2</u> 63歳年度末日</p> <p>(2) <u>第8条の3第1項</u> 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人を退職した日（役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等を退職した日）</p> <p>(3) <u>第8条の3第2項</u> 同項に規定する63歳年度末日等</p> <p>(後 略)</p> <p>別表 (第7条の4第3項関係) (略)</p> <p><b>国立大学法人京都大学役員退職手当規程</b> (平成16年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(役員と教職員との間における退職手当の特例)</p> <p>第7条 役員が、引き続いて教職員（国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号。以下「教職員退職手当規程」という。）第1条に規定する教職員又は同規程第8条第5項各号に掲げる国立大学法人等に使用される者をいう。以下この項及び次項において同じ。）となった場</p>	<p>退職手当の取扱いに関する経過措置)</p> <p>第3条 平成21年3月31日以前に廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター法第2条に規定される独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員であった者（次項に該当する者を除く。）の基礎在職期間の計算については、改正後の第9条第5項の規程にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (平成24年達示第70号)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 <u>第10条及び第11条の規定に該当して退職等した者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる規定に該当して退職等した者にあつては、当該各号に掲げる日を退職等した日として、前2項の規定を適用した場合に得られる額とする。</u></p> <p>(1) <u>第10条</u> 63歳年度末日</p> <p>(2) <u>第11条第1項</u> 法人等、国若しくは第12条第1項に規定する行政執行法人を退職した日（役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等を退職した日）</p> <p>(3) <u>第11条第2項</u> 同項に規定する63歳年度末日等</p> <p>附 則 (令和8年達示第43号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>別表第1 (第5条第1項関係)</u> (別 添)</p> <p><u>別表第2 (第8条第1項関係)</u> (別 添)</p> <p>(役員と教職員との間における退職手当の特例)</p> <p>第7条 役員が、引き続いて教職員（国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号。以下「教職員退職手当規程」という。）第1条に規定する教職員又は同規程第9条第5項各号に掲げる国立大学法人等に使用される者をいう。以下この項及び次項において同じ。）となった場</p>

改 正 前	改 正 後
<p>合において、年俸制教員給与規程の適用を受けることとなる時、教職員退職手当規程第8条第5項に規定する法人等に使用される者若しくは同規程第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなる時及びその者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 教職員（教職員退職手当規程第2条第8号の規定に該当するものを除く。）が、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続きいた在職期間には、その者の教職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間、教職員退職手当規程第8条第5項に規定する法人等に使用される者又は同規程第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続きいた在職期間には含まない。</p> <p>3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第8条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した額とする。</p> <p>4 教職員退職手当規程第8条の2又は第8条の3の規定に該当する教職員が引き続き役員となった後に退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、役員となった日の前日において同規程を準用して算出した額に第3条第1項の規定により算出した額を加えて得た額とする。</p> <p>5 (略) (中 略) (他の規程の準用)</p> <p>第9条 役員の退職手当の支払の差止め、支給制限、返納等の取扱いについては、教職員退職手当規程第12条から第14条まで、第16条及び第17条（第3項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>合において、年俸制教員給与規程の適用を受けることとなる時、教職員退職手当規程第9条第5項に規定する法人等に使用される者若しくは同規程第12条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなる時及びその者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 教職員（教職員退職手当規程第2条第8号の規定に該当するものを除く。）が、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続きいた在職期間には、その者の教職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間、教職員退職手当規程第9条第5項に規定する法人等に使用される者又は同規程第12条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続きいた在職期間には含まない。</p> <p>3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第9条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した額とする。</p> <p>4 教職員退職手当規程第10条又は第11条の規定に該当する教職員が引き続き役員となった後に退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、役員となった日の前日において同規程を準用して算出した額に第3条第1項の規定により算出した額を加えて得た額とする。</p> <p>5 (同 左) (他の規程の準用)</p> <p>第9条 役員の退職手当の支払の差止め、支給制限、返納等の取扱いについては、教職員退職手当規程第15条から第17条まで、第19条及び第20条（第3項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員早期退職規程</b> (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略) (早期退職の認定)</p> <p>第5条 } (略) 2        } 3 認定を受けた申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定は、その効力を失う。 (1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号。以下「退職手当規程」という。)第13条第1項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。 (2)～(4) (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第43号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(早期退職の認定)</p> <p>第5条 } (同 左) 2        } 3 認定を受けた申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定は、その効力を失う。 (1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号。以下「退職手当規程」という。)第16条第1項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。 (2)～(4) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第43号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

別表第1 (第5条第1項関係)

勤続期間	支給率						
	第5条第1項						
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第2号から 第7号まで 以外	業務外傷病	業務外死亡 通勤上傷病	業務上傷病 業務上死亡	定年 任期満了	一般解雇	人員削減等 による解雇	
6月未満	0	0.837	0.837	1.2555	0	0	1.2555
6月以上1年	0.5022	0.837	0.837	1.2555	0.837	0.837	1.2555
2年	1.0044	1.674	1.674	2.511	1.674	1.674	2.511
3年	1.5066	2.511	2.511	3.7665	2.511	2.511	3.7665
4年	2.0088	3.348	3.348	5.022	3.348	3.348	5.022
5年	2.511	4.185	4.185	6.2775	4.185	4.185	6.2775
6年	3.0132	5.022	5.022	7.533	5.022	5.022	7.533
7年	3.5154	5.859	5.859	8.7885	5.859	5.859	8.7885
8年	4.0176	6.696	6.696	10.044	6.696	6.696	10.044
9年	4.5198	7.533	7.533	11.2995	7.533	7.533	11.2995
10年	5.022	8.37	8.37	12.555	8.37	8.37	12.555
11年	7.43256	9.2907	11.613375	13.93605	11.613375	9.2907	13.93605
12年	8.16912	10.2114	12.76425	15.3171	12.76425	10.2114	15.3171
13年	8.90568	11.1321	13.915125	16.69815	13.915125	11.1321	16.69815
14年	9.64224	12.0528	15.066	18.0792	15.066	12.0528	18.0792
15年	10.3788	12.9735	16.216875	19.46025	16.216875	12.9735	19.46025
16年	12.88143	14.3127	17.890875	20.8413	17.890875	14.3127	20.8413
17年	14.08671	15.6519	19.564875	22.22235	19.564875	15.6519	22.22235
18年	15.29199	16.9911	21.238875	23.6034	21.238875	16.9911	23.6034
19年	16.49727	18.3303	22.912875	24.98445	22.912875	18.3303	24.98445
20年	19.6695	19.6695	24.586875	26.3655	24.586875	19.6695	26.3655
21年	21.3435	21.3435	26.260875	27.74655	26.260875	21.3435	27.74655
22年	23.0175	23.0175	27.934875	29.1276	27.934875	23.0175	29.1276
23年	24.6915	24.6915	29.608875	30.50865	29.608875	24.6915	30.50865
24年	26.3655	26.3655	31.282875	31.8897	31.282875	26.3655	31.8897
25年	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075	28.0395	33.27075
26年	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735	29.3787	34.77735
27年	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395	30.7179	36.28395
28年	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055	32.0571	37.79055
29年	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715	33.3963	39.29715
30年	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375	34.7355	40.80375
31年	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035	35.7399	42.31035
32年	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695	36.7443	43.81695
33年	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355	37.7487	45.32355
34年	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	39.7575	47.709	47.709	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	40.7619	47.709	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	41.7663	47.709	47.709	47.709	41.7663	47.709
38年	42.7707	42.7707	47.709	47.709	47.709	42.7707	47.709
39年	43.7751	43.7751	47.709	47.709	47.709	43.7751	47.709
40年	44.7795	44.7795	47.709	47.709	47.709	44.7795	47.709
41年	45.7839	45.7839	47.709	47.709	47.709	45.7839	47.709

42年	46.7883	46.7883	47.709	47.709	47.709	46.7883	47.709
43年以上	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

別表第2 (第8条第1項関係)

1 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

区分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	(1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表9号俸以上の俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの (2) (1)に相当する俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第2号区分	78,750円	一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第3号区分	70,400円	一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第4号区分	65,000円	一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	59,550円	(1) 一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) 一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち総長が認めるもの (3) 一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者(第1号区分の項、第2号区分の項及び第3号区分の項に掲げる者を除く。)
第6号区分	54,150円	(1) 一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	43,350円	(1) 一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち総長が認めるもの (3) 一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (4) 一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	32,500円	(1) 一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち総長が認めるもの (3) 一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (4) 一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	27,100円	(1) 一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

		(2) <u>一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が6級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) <u>一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が3級であったもの (4) <u>一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が5級であったもの (5) <u>一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	21,700円	(1) <u>一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) <u>一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が3級であったもののうち総長が認めるもの又は4級若しくは5級であったもの (3) <u>一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの (4) <u>一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級若しくは4級であったもの (5) <u>一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級であったもの
第11号区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

2 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

区分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	(1) <u>教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者</u> で同表9号俸以上の俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの (2) (1)に相当する俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第2号区分	78,750円	(1) <u>教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者</u> で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの (2) <u>大学の役員であったもの(当該大学の役員であった期間が第6条第2項第5号に掲げる期間に含まれる場合に限る)</u>
第3号区分	70,400円	<u>教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者</u> で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第4号区分	65,000円	<u>教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	59,550円	(1) <u>教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が10級であったもの (2) <u>教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が5級であったもののうち総長が認めるもの (3) <u>教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者(第1号区分の項、第2号区分の項第1号及び第3号区分の項に掲げる者を除く。)</u>
第6号区分	54,150円	(1) <u>教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が9級であったもの (2) <u>教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) <u>教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が8級であったもの (4) <u>教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が7級であったもの

第7号区分	43,350円	(1) 教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち総長が認めるもの (3) 教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (4) 教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	32,500円	(1) 教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち総長が認めるもの (3) 教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (4) 教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	27,100円	(1) 教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	21,700円	(1) 教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち総長が認めるもの又は4級若しくは5級であったもの (3) 教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの (4) 教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級若しくは4級であったもの (5) 教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級であったもの
第11号区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

3 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

区分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	(1) 教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸以上の俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの (2) (1)に相当する俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの
第2号区分	78,750円	(1) 教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもののうち総長が認めるもの (2) 大学の役員であったもの(当該大学の役員であった期間が第6条第2項第5号に掲げる期間に含まれる場合に限る)

第3号区分	70,400円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) <u>教職員給与規程</u> の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	65,000円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第5号区分	59,550円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) <u>教職員給与規程</u> の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち総長が認めるもの (4) <u>教職員給与規程</u> の指定職俸給表の適用を受けていた者(第1号区分の項及び第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。)
第6号区分	54,150円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) <u>教職員給与規程</u> の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) <u>教職員給与規程</u> の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (5) <u>教職員給与規程</u> の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	43,350円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) <u>教職員給与規程</u> の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち総長が認めるもの (4) <u>教職員給与規程</u> の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (5) <u>教職員給与規程</u> の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	32,500円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち総長が認めるもの (3) <u>教職員給与規程</u> の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち総長が認めるもの (4) <u>教職員給与規程</u> の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (5) <u>教職員給与規程</u> の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	27,100円	(1) <u>教職員給与規程</u> の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

		<p>(2) <u>教職員給与規程</u>の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) <u>教職員給与規程</u>の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第8号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) <u>教職員給与規程</u>の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) <u>教職員給与規程</u>の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) <u>教職員給与規程</u>の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第10号区分	21,700円	<p>(1) <u>教職員給与規程</u>の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) <u>教職員給与規程</u>の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち総長が認めるもの又は4級であったもの</p> <p>(3) <u>教職員給与規程</u>の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) <u>教職員給与規程</u>の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの</p> <p>(5) <u>教職員給与規程</u>の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(6) <u>教職員給与規程</u>の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級であったもの</p>
第11号区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者